許可番号 第09110033898号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県福山市神辺町大字川南636番地1

氏 名 株式会社 かこ川商店

代表取締役 水主川 嘉範

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福山市長 枝廣 直 幹



許可の年月日 令和 2年 9月14日許可の有効年月日 令和 7年 9月13日

## 1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬(積替え・保管を含む。)

産業廃棄物の種類

[積善え・保管を含む。] 氵汚沙尼(判定基準に適合しないものを除く。)(休銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)一

J李子/由(水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 一

廃プラスチック類(廃プリント配線板及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物

を除く。

糸氏 〈 ず (石綿含有産業廃棄物を除く。) −

木 く ず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

総裁維くず(石綿含有産業廃棄物を除く。) 一

金属(ず、原プリント配線板、船製の管又は板及び廃容器包装を含み、鉛蓄電池の電極及び自動車等破砕物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を含み、

石線全有産業廃棄物を除く ) -

ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(原稿ボード及U廃容器接給み、廃プラウン管及UI動車等破砕を除く。)(休餓用製品

産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。) ――

鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く。)

がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

[積替え・保管は含まない。] 浮汚沙已(判定基準に適合しないものを除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ほいじん等を除く。)一

序発 注由(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)一

序プラスチック 美国(焼プリント配線板及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。)(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含

U.)

紙くず(石綿含有産業廃棄物を含む。) -

木 く ず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物含む。) -

総裁維くず(石綿含有産業廃棄物を含む。) ~

金上属 く ず(廃プリント配線板、鉛製の管又は板及び廃容器包装を含み、鉛蓄電池の電極及び自動車等破砕物を除く。)(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製

品産業廃棄物を含む。)

ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(廃宿青ボード及び廃容器包装を含み、廃ブラウン管及び自動車等破砕を除く。)(石綿含有産業

廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く。)

がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保 管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 広島県福山市神辺町大字川南638番地1

面積0.3㎡×3 保管上限0.2㎡×3

汚泥

(2) 広島県福山市神辺町大字川南638番地1

面積0.3㎡×2 保管上限0.2㎡×2

廃油

(3) 広島県福山市神辺町大字川南594番地1.

(4) 広島県福山市神辺町大字川南594番地1.

面積6.6m 保管上限7.3m

594番地2, 595番地 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず

面積1.2m 保管上限1.0m

面積1.2m 保管上限1.0m

面積1.2m 保管上限1.0m

594番地2, 595番地 廃プラスチック類 原ガリント酸板に吸る。), 金属くず 原ガリント配験

に限る。)

(5) 広島県福山市神辺町大字川南594番地1.

594番地2, 595番地 廃プラスチック類 (密點転職。)

(6) 広島県福山市神辺町大字川南594番地1,

594番地2, 595番地 金属くず(駿の管)城隈6。)

(7) 広島県福山市神辺町大字川南594番地1, 面積1.2㎡ 保管上限1.0㎡

594番地2,595番地 金属くず [解器|数限5]

(8) 広島県福山市神辺町大字川南594番地1, 面積6.6㎡ 保管上限7.3㎡

594番地2,595番地 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

(廃石膏ポードに取る。)

(9) 広島県福山市神辺町大字川南594番地1、

面積1.2㎡ 保管上限1.0㎡

594番地2, 595番地 ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず

(廃容器包装に限る。)

(10)広島県福山市神辺町大字川南594番地1.

594番地2, 595番地 鉱さい

(11) 広島県福山市神辺町大字川南594番地1。

594番地2, 595番地

(12)広島県福山市神辺町大字川南638番地1 面積0.43㎡ 保管上限0.14㎡

面積1.2㎡ 保管上限1.0㎡ 面積1.2㎡ 保管上限1.0㎡

がれき類

廃プラスチック類(魔迷灯(原水敷で含む。)に取る。)(水銀門鮎産業廃棄物 に破る。)、金属くず原始灯像水灯をむ。)に限る。)は繊細製品産業廃棄物 (職)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器く 「す」(廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。)に限る。)(水銀使用製品産業廃棄物に限る。)

## 3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年 9月10日 変更許可

平成12年 8月18日 更新許可

平成17年 9月 6日 更新許可

平成22年11月19日 更新許可

平成27年10月 7日 更新許可

令和 2年11月 6日 更新許可

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無